

インフルエンザ予防接種の実施について

令和4年度のインフルエンザ予防接種を実施します。接種を希望される方は、下記の事項に注意し接種してください。

記

<対象者> 松崎町に住所がある方で

- (1) 令和4年10月1日現在、満65歳以上の方
- (2) 令和4年10月1日現在、満60～64歳で心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身障手帳1級相当の方

* (1) (2) の中で、本人の希望の意思が確認できた方のみ、この公費負担による予防接種(1回のみ)を受けることができます。

<実施期間> 令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

※実施期間を過ぎますと、全額自己負担となりますのでご注意ください。

<接種場所> 裏面一覧表のとおり

<申込み方法> 希望者は、直接医療機関に申込み、予約をしてください。

接種する際は、必ず同封の予診票(空色)を持参してください。持参しない場合は接種できませんのでご注意ください。

※予診票に氏名、住所等を印字してありますので、間違いがないか必ず確認をしてください。

<接種料金> ・費用額4,500円の内、公費負担は3,000円です。指定医療機関窓口での自己負担は1,500円となります。

・指定医療機関ではないところで受けた場合は、医療機関の窓口で費用の全額を支払うこととなります。後日、領収書・印鑑・通帳(振込先のわかるもの)を持参して、役場健康福祉課へ償還払いの申請をしてください。

<他の予防接種との間隔について>

- ①インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同時に接種することが可能です。また、どちらを先に接種する場合でも、接種間隔をあげずにもうひとつのワクチンを接種することが可能です。
- ②その他の予防接種との接種間隔等については、役場健康福祉課へお問い合わせください。

【問合せ】

松崎町役場健康福祉課

TEL 42-3966